

大和市告示第53号

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱（平成26年大和市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「大和市保育の実施に関する条例（昭和62年大和市条例第10号。以下「条例」という。）第2条の規定に該当する」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号に掲げる事由に該当することにより家庭において必要な保育を受けることが困難である」に改め、同条第2号中「第3条第3項の規定による認定を受けた幼保連携施設（以下「幼保連携型認定こども園」という。）又は同条第1項の規定による認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）」を「第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）」に改め、同条第4号中「幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園」を「認定こども園」に、「) )」を「)」に改める。

第9条中「幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。